

滝ダム貯水池流木処理等業務委託 特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、滝ダム貯水池流木処理等業務委託に適用する。

(業務の範囲及び内容)

第2条 業務の範囲は、滝ダム貯水池内（貯水池周辺及びダム天端、船庫内も含む。）とする。
業務の内容は、滝ダム貯水池に流入してダム管理上除去する必要があると認められる、流木、塵芥その他のものとし、これを回収し適正処理を行う。また必要に応じて滝ダム貯水池内の作業を監督職員からの指示により行う。

(現場管理)

第3条 作業は、安全を最優先として行い、事故防止に努める。
当該業務を行うに当たり、必要となる作業船やインクライン等、滝ダム管理事務所が管理する施設は、必要な手続きにより使用を認める。ただし、事故等一切の責任は受注者が負う。

(資格等)

第4条 作業船の操船員は、二級小型船舶操縦士以上の資格を有する者とする。
インクラインの操作は、巻上げ機械の特別教育を受けた者が行うこととする。

(業務計画書)

第5条 受注者は、業務を執行するに当たり貯水池内を調査し、その時点での流木等の概算数量を明らかにしながら、その回収・処分計画を記述した「業務計画書」により、監督職員に説明し了解を得る。

(関係法令の厳守)

第6条 受注者は、業務の履行に当たり、関係法令を厳守する。

(設計変更)

第7条 実施設計では、予想数量で設計計上していることから、当該設計内容は、洪水時等に流入してくる流木等の実数量により、設計変更で精算する。
数量検収は、作業前にその方法等について監督職員と十分に協議すること。
作業など編成人員は、監督職員に作業実績を報告すること。

(疑義)

第8条 この仕様書に記載されていない事項または疑義のある事項については、両者協議して定める。